

公益社団法人吉岡町シルバー人材センター配分金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人吉岡町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めることを目的とする。

(現金、直接、金額支払の原則)

第1条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その金額を支払うものとする。ただし、配分金は、会員との合意によって、会員が指定する金融機関の口座に、振り込む方法をもって、支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって配分金の一部を控除して、支払うことができる。

(支払日の原則)

第2条 会員の就業に伴う配分金については、原則として毎月末日締め切り翌月20日払いとする。ただし、支払日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その前日に支払うものとする。

2 仕事の完成後、会員からその仕事に対する配分金を特に請求した場合には、特別な事由がある場合に限り、当該請求に係る配分金を、可及的速やかに支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第3条 会員の就業に対する配分基準は、社会的に相当な内容のものとする。

2 前項の基準を定めるにあたっては、最低賃金法（昭和34年法律137号）に定める基準を尊重する。

(配分金基準の決定等)

第4条 センターは、会員への配分基準について、別に定める手続きに従って職種ごとに能率、時間等を考慮して定めるものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。